

独占禁止法改正法の施行に伴い整備する「公正取引委員会規則案等」に対する意見

【名称】公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
消費者提言特別委員会

【住所】〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館2階

【電話番号】03-6434-1125（代表）

【メールアドレス】nacs-teigen@nacs.or.jp

## 記

### 1 調査協力減算制度関係

「調査協力減算制度に係る規制案及び運用方針案の概要」

[意見]

課徴金減免制度の見直しにより、課徴金減免申請の順位に応じた減免率に加え、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を適用することに賛成いたします。今後は制度の適切な運用により、事業者の協力を促し、カルテルや談合を厳密に排除することを期待します。

[理由]

従来制度では、減免率は申請順位に応じてのみ決定され、事業者の実態解明への協力度合いは反映されず、また申請者数は最大5社までに限定されていました。今回の見直しにより、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率が加味されることにより、事業者への公平かつ公正なインセンティブが期待されます。また、申請者数の上限が撤廃されたことにより、すべての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会が与えられることとなります。その結果、効率的かつ効果的な事件の解明、並びに違反行為の排除、及び抑止が図られることと考えます。

### 2 判別手続き関係

[意見]

「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記載されている物件の取扱い」について整備される指針において、判別手続きにおける確認ポイントの範囲が拡大解釈される事のないよう、厳格に運用されることを望みます。この判別手続きによって、実態解明が遅れる、またはできなくなるなど、市場の回復が遅れることで、消費者の利益が侵害されることがないように求めます。

[理由]

「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記載されている物件の取扱い」の判別手続きの確認ポイントである、「特定通信の内容を記録した物件」の対象とする文書を限定すること、「適切な保管」がされていること等により、判別手続きが円滑に行われるものと考えます。確認ポイントである「特定通信の内容を記録した物件」が拡大すると、判別手続きによって、実態解明が遅れる、またはできなくなるなど、市場の回復が遅れることで、消費者の利益が侵害されることが懸念されます。

### 3 「事業者と弁護士との間の特定通信の内容が記載されている物件の取扱い」

[意見1]

本指針の対象は、独占禁止法における不当な取引制限「カルテル・談合」の行政調査手続を対象とし、今後、同法の犯則調査手続にまで拡大することのないよう求めるとともに、課徴金制度を設けている金融商品取引法等その他の法律や取引、また、景品表示法をはじめとする消費者関連法へと拡大されることがないよう強く求めます。

[理由1]

本指針は、独占禁止法における新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させることにより、公正な競争市場の早期回復を図るための観点から導入される手続きと理解しております。その運用は適正かつ厳格に行われるべきであり、本手続きによる制度が課徴金減免対象被疑行為の行政調査手続き以外の場面に拡大されるべきではありません。また、同法は、自由経済社会の土台となる公正かつ自由な競争の促進と、それによって市場の最終的な需要者となる一般消費者の利益を確保することを目的とするものと考えます。消費者の利益を守る法律には、景品表示法、特定商取引法、消費者安全法、さらに金融商品取引法における投資者にも一般消費者が含まれるところ、景品表示法及び金融商品取引法には課徴金制度が取り入れられておりますし、特定商取引法には罰則規定が設けられております。調査権限の強さとのバランスを考慮せずに、違反企業の手続保障を強化することになれば、重要な証拠の隠蔽、行政機関による調査が不十分になるなど、事実の把握が出来ないまま、それぞれの法律の厳正かつ的確な執行に支障をきたすことが懸念されます。今後の貴委員会における本指針の厳正な運用を求めると同時に、その運用の場面が拡大されることがないよう強く求めます。

[意見2]

本指針における物件の取扱いは、課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた特定通信の内容を記録した物件が対象となるところ、ここにおける「弁護士」とは、課徴金減免対象被疑行為をした事業者から独立して法律事務を行う者であって、当該事業者と雇用関係にある組織内弁護士は該当しな

いことを徹底するとともに、「特定通信の内容を記録した物件」の対象となる文書の限定を広げないことを求めます。

[理由2]

指針（案）は、課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について、対象事業者と弁護士との間で秘密に行われた特定通信の内容を記録した物件の取扱いを定めるものですが、ここにおける弁護士（弁護士法人を含む）とは、課徴金減免対象被疑行為をした事業者から独立して法律事務を行う者とされています。本案では、当該事業者と雇用関係にある組織内弁護士は、当該事業者から独立して法律事務を行う場合に該当しないとされているところ、当該組織内弁護士が、当該事業者から文書による指示により、当該事業者の指揮命令監督下になく、独立して法律事務を行っていることが明らかな場合は、独立して法律事務を行う場合に該当するとされています。その区別は「当該事業者からの文書による指示」を前提にはしておりますが、「課徴金減免対象被疑行為の発覚等を契機」としていることから、「独立して相談を行う」ことが確保されるのかどうか、疑問が残ります。本指針は、独占禁止法における新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させることを目的とするものです。対象事業者が、過去に組織内弁護士と協力関係にあったことを考えると、検査等の妨害に結び付くことのないように厳正な対応を求めたいと思います。また、「特定通信の内容を記録した物件」が拡大し、判別手続によって、実態解明が遅れる、またはできなくなるなど、市場の回復が遅れることで、消費者の利益が侵害されることにならないよう進めて頂きたいと思います。

以上